

平成28年4月1日以後に

特定退職金共済事業を廃止した団体から中退共へ資産移換ができます

中小企業者が、雇用している従業員を特定退職金共済（以下「特退共」とします。）の被共済者として加入していて、特退共実施団体が平成28年4月1日以後に特退共を廃止した場合、当該中小企業者がその従業員を中小企業退職金共済（以下「中退共」とします。）の被共済者として加入する時、又は既に中退共に加入していた時に、当該特退共の廃止時にその被共済者に分配される金額の範囲内の額を中退共に資産移換ができます。なお、特退共の廃止日は、特退共と中退共との重複期間又は空白期間が生じないように、月の初日（土日祝日を問わず）となります。

A 特退共実施団体が特退共を廃止した日に 中退共に加入して資産移換を申出る事業主様へ

特退共廃止日に、「新規契約申込書(特定退職金共済制度からの資産引渡専用)」を「資産引渡申出書」及び「証明書」と併せて、事業主が直接中退共本部に提出します。

ご注意ください

◆新規加入助成の対象になりません

※初めて中退共に加入する事業主に、掛金月額の一部を国が助成していますが、資産移換を申出した事業主は当該助成の対象になりません。

◆月額変更助成の対象になります

※特例掛金月額(2千円・3千円・4千円)を適用された被共済者の増額は、5千円までの増額部分は月額変更助成の対象になりません(短時間労働者は除く)。

※同居の親族のみを雇用する事業主は、月額変更助成の対象になりません。

◆特例掛金月額が適用されます

※資産移換を申出する被共済者のうち、特退共廃止時点で特退共掛金月額^(注)が4千円以下であった被共済者は、特退共掛金月額を下回らない特例掛金月額(2千円・3千円・4千円)を選択することもできます。

※ただし、特例掛金月額の適用は中退共加入申込から3年間とし、経過時に特例掛金月額である被共済者の掛金月額は、5千円に引き上げます。

(注) 特退共掛金月額に1千円未満の端数があるときは、その端数が500円未満は切捨て、500円以上は切り上げた掛金月額となります。

◆過去勤務期間の通算について

※初めて中退共に加入する事業主に適用される過去勤務期間の通算については、特退共の資産移換を申出ない被共済者のみ過去勤務期間の通算申出ができます。

B 特退共実施団体が特退共を廃止した日より前から 中退共に加入していて資産移換を申出る事業主様へ

特退共廃止日に、「資産引渡申出書」及び「証明書」を併せて、事業主が直接中退共本部に提出します。なお、特退共の被共済者であって、中退共の被共済者となっていない従業員がいる場合は、上記「A」と同様に契約申込書を併せて提出しますが、この場合は「追加契約申込書(特定退職金共済制度からの資産引渡専用)」となります。

ご注意ください

◆新規加入助成の対象になりません

※平成28年4月1日より前に初めて加入した共済契約者(事業主)には、新規加入助成を適用します。

※平成28年4月1日以後に初めて加入し、新規加入助成を受けた共済契約者(事業主)が、後日、資産移換を申出る場合は、それまでに受けた新規加入助成総額(既に脱退等した被共済者分を含む)と同額を一括して中退共に納付する必要があります(納付期限経過後は延滞利息の対象となります)。

◆月額変更助成の対象になります

※同居の親族のみを雇用する事業主は、月額変更助成の対象になりません。

◆特例掛金月額は適用されません

資産移換のイメージ図

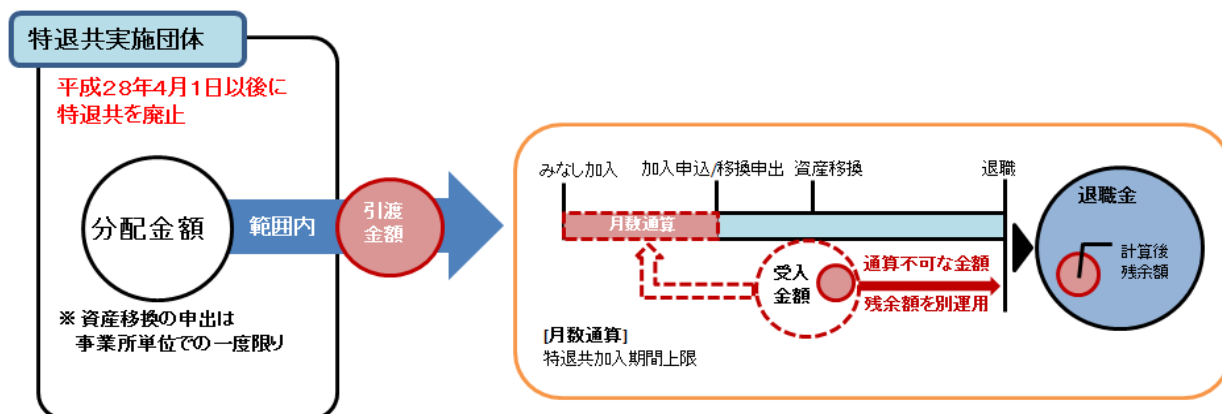
中退共制度に加入した時期により資産の引継ぎ方が異なります

A 特退共実施団体が特退共を廃止した日に中退共に参加する被共済者(従業員)

特退共廃止時に被共済者(従業員)に分配される金額の範囲内の額(引渡金額)を、中退共加入申込時の掛金月額を基に納付月数に換算し、掛金を納付したものと通算(月数通算)します。ただし、特退共の被共済者であった期間の月数を限度とし、納付月数に換算できない額(残余の額)が生じた場合は、退職時に退職金に加算します。

退職金額は、掛金月額と掛金納付月数(月数通算された納付月数と加入申込後の掛金納付月数を加算した月数)により算出する基本退職金と運用状況で付与される付加退職金に残余の額を一定の利率(※)で運用した額(計算後残余額)を合算した金額となります。

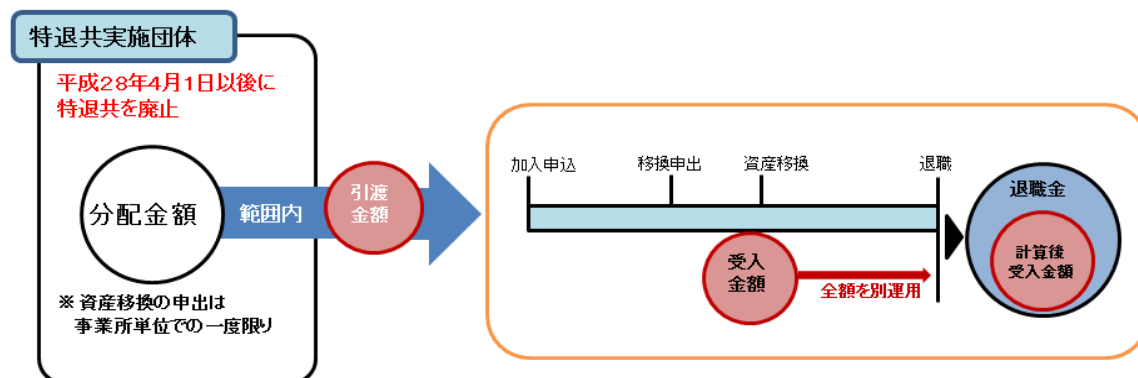
なお、中退共の退職金は掛金納付月数が1年未満の場合は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金納付総額(月数通算に換算された引渡金額を含む)を下回ります。ただし、計算後残余額は残余額を下回ることはありません。



B 特退共実施団体が特退共を廃止した日より前から中退共に参加している被共済者(従業員)

特退共廃止時に被共済者(従業員)に分配される金額の範囲内の額(引渡金額)を受入れ(受入金額)ます。退職金額は、掛金月額と掛金納付月数により算出する基本退職金と運用状況で付与される付加退職金に受入金額を一定の利率(※)で運用した額(計算後受入金額)を合算した金額となります。

なお、中退共の退職金は掛金納付月数が1年未満の場合は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金納付総額を下回ります。ただし、計算後受入金額は受入金額を下回ることはありません。



※一定の利率とは政令で定める利率(年1%(平成28年4月1日時点))に厚生労働大臣が定める利率を加えたもの。

《お問い合わせ》



独立行政法人勤労者退職金共済機構 制度について詳しくは
 中小企業退職金共済事業本部

中退共

検索



〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211